

## 特許出願に伴う研究発表の証明について

特許申請される方は事前に出願を依頼する弁理士に申請方法をお問い合わせください。

1. 特許出願は研究発表前に行うことが原則ですが、特許庁の指定を受けた学術団体(繊維学会は昭和35年11月10日に指定)が主催する学術研究集会以て発表された内容については、日本では例外規定が適用され、発表6ヶ月以内であれば特許を出願することができます。
2. この場合、学会長の研究発表の証明が必要です。学会長は、予稿集に掲載された研究発表プログラムに記載されたとおりに行われた場合、その証明書を発行いたします。
3. したがって予稿原稿には特許出願を考慮し、ポイントとなる研究結果とそのデータを記載しておくことが大切です。学会発表は文章よるものでなければ、例外規定の適用を受けられません。当日発表に利用したプレゼン／展示ポスターによる図表は、文章に含まれると解釈されています。
4. 口頭の場合は、証明願いの書類を発表当日までに作成し、その後ろにプレゼン資料のコピーを付けたものを発表当日に持参してください。事前に座長と連絡をとり、当日は、座長にプレゼン資料の確認を依頼して確認の印を証明願いの書類に受けて下さい。ポスターの場合も同様に、証明願いの書類を発表当日までに作成し、その後ろに掲示資料のコピーを付けたものを発表当日に持参して下さい。当日は会場責任者をお願いして、確認の印を証明願いの書類に受けて下さい。事後、確認印を押すことは一切致しませんのでご留意下さい。
5. 学会事業の予稿集の発行日は原則、事業初日となります。  
なお、年次大会に限り発行日は事業開催日の週の月曜日となります。

### 写真・ビデオの撮影および録音について

学会事業会場内において、無断で写真・ビデオなどによる撮影および録音は、運営の妨げになる場合があるのみならず著作権法に触れることもありますので、原則としてご遠慮願います。

これらの撮影および録音を希望される場合は、予め本会および講演者の許可を得ることを原則とします。

A4版の用紙に、①講演番号、②演者、③撮影・録音の目的、④方法(写真・ビデオ・テープレコーダー)、⑤申請者氏名、⑥連絡先を明記し、講演者に了解を得てから、事業運営委員長に提出し、許可を得て下さい。